

特別養護老人ホームもくもく苑 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、要介護度3から要介護度5と認定された方が対象となります。（※特例入所の対象者を除く）

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 おおつか福祉会
- (2) 法人所在地 島根県出雲市矢野町 845 番地
- (3) 電話番号 0853-21-6969
- (4) 代表者氏名 理事長 萬代輝正
- (5) 開設年月日 昭和 52 年 11 月 2 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護老人福祉施設・平成 12 年 4 月 1 日指定
島根県 3270490042 号
- (2) 事業所の名称 特別養護老人ホームもくもく苑
- (3) 事業所の所在地 島根県出雲市矢野町 845 番地
- (4) 電話番号 0853-21-6969
- (5) 施設長（管理者）の氏名 中村忠司
- (6) 当事業所の運営方針
 - 1 利用者の基本的人権を尊重する立場にたって、利用者の個性を重んじ、老人処遇の3原則（生活の継続性の尊重・日常生活の自己決定・残存能力の活用）を基本にして、利用者ひとりひとりを大切にする姿勢で運営にあたる。
 - 2 利用者や施設が地域の中で孤立することがないように、ボランティアとの活発な交流、広報活動、公開行事により、開かれた施設運営に努める。
 - 3 職員は、利用者とのより良い人間関係の構築に努め、他方職員の専門職としての介護技術の向上、協力体制の確立を図る。
- (7) 開設年月日 平成 5 年 6 月 1 日
- (8) 利用定員 80 人
- (9) 協力病院 総合 出雲市民病院 歯科 かわと歯科医院
- (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	面積	備考
個室（1人部屋）	10 室	8 部屋 9.0 m ² 2 部屋 17.0 m ²	
2 人部屋	7 室	19.8 m ²	
4 人部屋	19 室	12 部屋 33.0 m ² 7 部屋 45.5 m ²	※7 部屋のうち 1 部屋は 47.5 m ²
居室合計	36 室	961.6 m ²	短期入所含む
食堂	2 室	621.2 m ²	
機能訓練室	1 室	526.5 m ²	
浴室	1 室	141.0 m ²	機械浴槽有
医務・静養室	1 室	55.0 m ²	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に配置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者の特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：利用者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により当苑でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等のご協力をお願いします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現員	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 医師（嘱託）	2 名	必要数
3. 生活相談員	1 名 以上	1 名
4. 看護職員（短期除く）	4 名 以上	3 名
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名
6. 介護支援専門員	1 名 以上	1 名
7. 介護職員	34 名 以上	34 名（併設短期入所と一体）
8. 管理栄養士・栄養士	1 名以上	1 名
9. 調理員	6 名以上	必要数
10. 事務職員	2 名	必要数

※併設の短期入所と一体的に勤務（看護職員除く）

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週水、金曜日に回診
2. 介護職員 標準的な時間帯における配置人員	早番： 7：00～16：00 6名 8：00～17：00 3名 日勤： 8：30～17：30 4名 遅番： 10：15～19：15 2名 10：45～19：45 5名 準夜： 13：00～22：00 1名 深夜： 22：00～ 7：15 1名 夜勤： 17：00～ 9：30 4名
3. 看護職員 標準的な時間帯における配置人員	日勤： 8：45～17：45 3名 遅番： 9：30～18：30 1名
4. 機能訓練指導員 標準的な時間帯における配置人員	日勤： 8：30～17：30 1名
5. 介護支援専門員 標準的な時間帯における配置人員	日勤： 8：30～17：30 1名

※併設の短期入所と一体的に勤務（看護職員除く）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。

※利用者本人の所得により利用者負担が2割以上になる場合があります。

＜サービスの概要＞

① 食事

- ・当事業所では、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食： 8：00～ 9：00 昼食：12：00～13：00
夕食：18：00～19：00

- ・口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行います。

② 入浴

- ・入浴又は、清拭を週2回行います。必要時には随時行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 終末期の介護

- ・ 近い将来に死に至ることが予見された際に、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努め、身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、利用者の尊厳に十分配慮しながら看取り介護を行ないます。
- ・ 積極的な治療を希望される際は医療機関、自宅等への円滑な転居の援助を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金＞ 介護保険の改正により料金が変わった場合は法定額に準じて計算します。

(1 割負担額)

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
加算名称		日額	内容・条件	
日常生活継続支援加算		36	介護福祉士の配置、新規入所者の介護度の割合	
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ		12	看護職員の配置、勤務体制	
夜勤職員配置加算		13	夜間の時間帯における介護職員の勤務体制	
外泊時費用		246	入院・外泊中 一定期間（6 日）月末 6 日以内翌月 6 日算定	
初期加算		30	新規入所・1 ヶ月以上の入院から再入所 一定期間（30 日）	
栄養ケアマネジメント強化加算		11	管理栄養士・栄養士による栄養ケア計画・見直し・個別の管理 （※職員の配置状況により算定を中止する場合があります。）	
療養食加算		6	医師の指示せんに基づく療養食を提供（1 食あたり。3 食まで）	
看取り介護加算（1）		72	死亡日以前 31 日以上 45 日以下 看取りの介護	
（2）		144	死亡日以前 4 日以上 30 日以下 看取りの介護	
（3）		680	死亡日以前 2 日又は 3 日 看取りの介護	
（4）		1, 280	死亡日 看取りの介護	
科学的介護推進体制加算		40	1 月あたり 厚生労働省との情報連携	
介護職員等処遇改善加算		（（R8.6 から）加算Ⅰ口に変更・・利用金額合計（介護保険適用）×17.6%		

居住費・食費に関しては、所得、財産の額に応じて、利用者負担限度額認定の申請をすることによって補足給付を受けられます。

・介護保険負担割合

一定額以上の所得のある第 1 号被保険者の利用者負担が、1 割負担以上になる場合があります。介護保険負担割合証をご確認ください。

・公費助成

原子爆弾被爆者、中国残留邦人等の支援、生活保護法関連の受給者証・健康手帳等をお持ちの方は公費助成を受けられる場合があります。該当の可能性のある方は証書等を提示してください。

・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

当事業所は、社会福祉法人等利用者負担軽減制度を行っています。認定証をお持ちの方はご提示ください。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 居住費

入所期間の居住費用です。 料金：1日あたり

従来型個室： 1,231 円

多床室： 915 円

* 補足給付により減額となる方もあります。

負担限度額認定を受けられた方は「負担限度額認定証」をご確認ください。

② 食費

利用者に提供する食事の材料費・調理費をいただきます。

料金：1日あたり 1,545 円（令和8年8月から）

* 補足給付により減額となる方もあります。

負担限度額認定を受けられた方は「負担限度額認定証」をご確認ください。

③ 電気代

居室で個人的に電化製品を利用される場合。

500 円/月

* テレビ、電気毛布、電気あんか

③ 理髪・美容

[理髪・美容サービス]

利用料金： 実費

定期的に、理容師・美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

④ レクリエーション、クラブ活動

レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。そのうち実費を必要とする場合はご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用、医療費・調剤費・予防接種等の健康管理費用をご負担いただきます。

* おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

5. 利用料金のお支払方法

当施設利用料、医療費、調剤費、その他費用の毎月発生する支払に関しては、一月ごとに計算し請求いたします。指定口座からの口座振替（※）、もしくは、もくもく苑窓口での現金、法人名義口座へのお振込、のいずれかの方法でお支払いください。 ※ 原則、翌月の20日（土、日、祝祭日は翌営業日）

6. 個人の情報の利用範囲について

利用者の主治医、サービス提供事業者間で利用者の認定情報、心身状況、家族状況等、サービスを提供する上で必要最小限の情報を扱わせていただきます。

7. 秘密保持について

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が及ぶ場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。但し、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。

8. 身体拘束の適正化について

当施設は、身体拘束ゼロへの手引きに基づき、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行っております。ただし、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- ・ 本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- ・ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。
- ・ 身体拘束その他の行動制限が一時的である事。

9. 虐待防止について

当施設は虐待の防止のための指針を整備し、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催、従業者への周知徹底、定期的研修の実施、それらを適切に実施するための担当者を設けて、虐待の発生、再発の防止に努めます。

10. 緊急時における対応について

サービス提供中に事故、利用者の症状の急変等、緊急事態が発生した際は、速やかに家族へ連絡をとり、必要に応じて主治医等への連絡等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、管理者が保険者への報告を行います。

・緊急時における対応方法について、嘱託医及び協力医療機関の協力を得て定め、年1回以上嘱託医及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

11. 衛生管理及び感染症対策及び災害対策等について

・事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、その衛生的管理に努めます。

・職員、利用者の日常の手洗い、消毒、マスクの着用、検温等、事業所内において感染症が発生又は蔓延しないよう必要な措置を行います。

・事業所は、感染症及び災害等の対策に関し、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を行います。

・事業所は、感染症及び災害等の発生時における業務継続に関し、計画の策定、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施を行います。

12. 福祉サービス第三者評価について

当事業所は、福祉サービス第三者機関の実施するサービス評価の審査は受けておりません。

13. 苦情の受付について

施設入所についてのご相談や苦情、施設サービス計画に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡ください。担当者が不在のときは、基本的事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます。

苦情受付担当者は、受付けた苦情を理事長に報告し、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

島根県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	0852-21-2811
出雲市役所健康福祉部高齢者福祉課	0853-21-6972
苦情受付窓口 電話番号 0853-21-6969 苦情解決責任者 施設長 中村忠司 担当窓口（担当者） 施設課課長 山本由紀子 生活相談員 勝部真喜子 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00	

指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームもくもく苑

令和 年 月 日

説明者 職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービス開始に際して、その内容を理解し同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者 氏名

ご家族 住所

氏名

特別養護老人ホームもくもく苑 入所者負担額（多床室・従来型個室） 令和8年8月改定

【利用者負担額】（介護保険適用） 令和8年改定 従来型個室/多床室 令和8年6月以降

(円)

居室区分	介護度	施設サービス費	看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤配置加算	日常生活支援加算	栄養マネジメント強化加算	基本介護料日計(1日)	基本介護料月計(30日)	科学的介護推進体制加算(月)	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(月)17.6%	介護負担金額30日(1割)
従来型個室・多床室	要介護1	589	12	13	36	11	661	19,830	40	3,497	23,367
	要介護2	659	12	13	36	11	731	21,930	40	3,867	25,837
	要介護3	732	12	13	36	11	804	24,120	40	4,252	28,412
	要介護4	802	12	13	36	11	874	26,220	40	4,622	30,882
	要介護5	871	12	13	36	11	943	28,290	40	4,986	33,316

※なお、栄養マネジメント強化加算は職員の配置状況により算定を中止する場合があります。(～330)

※上記の負担金の他に利用者様の状況により、本人若しくはご家族様等のご了解の上で、下記の加算を追加算定させていただく場合があります

※下記加算にも別途に介護職員処遇改善加算Ⅰ（17.6%）が掛かります。

- ・療養食加算/食 厚生労働大臣定める療養食を提供した場合に算定。(1日3食まで)
- ・初回加算30/日 新規入所時及び病院又は診療所の30日以上入院し、再入所した場合に30日を限度として算定。
- ・外泊加算46/日

入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、一月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。月末6日以内からの入院等の場合、翌月も6日算定(最長12日) ※所定の居住費も同期間算定。

※ 利用者様個別の日常費用は別請求になります。

※ 特定の電気器具の利用の場合、電気代(月500円)をいただきます。

- ・看取り介護加算① 72/日 医師の診断により、死亡日以前31日以上45日以下について算定。
- ・看取り介護加算② 144/日 医師の診断により、死亡日以前4日以上30日以下について算定。
- ・看取り介護加算③ 680/日 医師の診断により、死亡日以前2日、3日について算定。
- ・看取り介護加算④ 1,280/日 医師の診断により、死亡日当日について算定。

※介護料は介護保険負担割合証の割合になります、ご確認ください。

※1段階で生活保護の場合、介護料は生活保護一部負担金の額になります。

【食費・居住費】 4段階が負担限度額なし(基準)令和8年8月以降

多床室				従来型個室			
負担限度段階	食費(日)	居住費(日)	30日食費+居住費	負担限度段階	食費(日)	居住費(日)	30日食費+居住費
1段階	300	0	9,000	1段階	300	380	20,400
2段階	390	430	24,600	2段階	390	480	26,100
3段階 ①	680	430	33,300	3段階 ①	680	880	46,800
3段階 ②	1,420	530	58,500	3段階 ②	1,420	980	72,000
4段階	1,545	915	73,800	4段階	1,545	1,231	83,280

利用料総額 30日計算（介護保険負担額 + 食費・居住費）

※多床室の30日額です。従来型個室に関しては上記の表をご確認ください

多床室 令和8年8月以降

(円)

負担限度割合 介護度	(1割)					(2割)	(3割)
	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階		
要介護1	32,367	47,967	56,667	81,867	97,167	120,534	143,901
要介護2	34,837	50,437	59,137	84,337	99,637	125,474	151,311
要介護3	37,412	53,012	61,712	86,912	102,212	130,624	159,036
要介護4	39,882	55,482	64,182	89,382	104,682	135,564	166,446
要介護5	42,316	57,916	66,616	91,816	107,116	140,432	173,748

※ 栄養マネジメント強化加算の算定を中止した場合は、上記金額よりおよそ377円(1割負担時)の減額になります。